

番号	
----	--

該非判定票

記入年月日 年 月 日

申請者	氏名		所属	
			職名	

技術の名称、取引概要 貨物の名称、型及び等級	
---------------------------	--

外国為替令別表（技術を提供する場合）又は輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合）の項番と該非			
1	武器	該当する	該当しない
2	原子力	該当する	該当しない
3	化学兵器	該当する	該当しない
3の2	生物兵器	該当する	該当しない
4	ミサイル	該当する	該当しない
5	先端素材	該当する	該当しない
6	材料加工	該当する	該当しない
7	エレクトロニクス	該当する	該当しない
8	電子計算機	該当する	該当しない
9	通信	該当する	該当しない
10	センサ	該当する	該当しない
11	航法装置	該当する	該当しない
12	海洋関連	該当する	該当しない
13	推進装置	該当する	該当しない
14	その他	該当する	該当しない
15	機微品目	該当する	該当しない
「該当する」欄が 1 か以上ある		すべて「該当しない」 欄のみ	

※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリクス表」を参照）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに○印を付けてください。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

※「該当する」に○印を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に○印を付けた項でも、技術・貨物の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第16項を除く）
又は輸出貿易管理令別表第一（第16項を除く）に該当（ します ・ しません ）。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

（注）本様式は、申請を行うに当たって該当非該当の判断を示す様式の一例として提示するものです。
既に他の様式で申請を行って許可を得た実績を有する方は、従来の様式に従って申請を行って差し支えなく、特に、新たに本様式に変更する必要はありません。

番号	
----	--

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と
技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項 番	項 目	項 番	項 目		

技術／貨物の該非判定結果	☐ 該当	☐ 非該当
--------------	-----------------------------	------------------------------

- ※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。
- ・外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
 - ・特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
 - ・技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

番号	
----	--

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と
技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項 番	項 目	項 番	項 目		
第4項 (5)	原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用にかかる技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第16条 第5項	外為令別表4の項(5)の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解(1,300度以上2,900度以下の温度範囲において、かつ、130パスカル以上20,000パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。		・2,000～2,500度の温度範囲 ・15,000～20,000パスカルの絶対圧力 以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術である。 したがって、該当。

技術／貨物の該非判定結果	☒ 該当 ☐ 非該当
--------------	---

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- ・外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
- ・特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
- ・技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。